

雇用に関するセーフティネットの拡充の動き

年 末

年度末

○ ハローワークで就職・住宅確保などの相談・支援窓口を開設(12月15日から、190か所)

I 雇用維持

1 雇用維持のための雇用調整助成金の拡充(12月9日から6か月未満の労働者も対象に)等(500億円程度)

2 受け入れている派遣労働者を直接雇用する事業主への助成(1人あたり中小企業100万円、大企業50万円)

II 失業者支援

1 雇用保険

・非正規労働者については週20時間以上、1年以上の雇用見込みがあれば、90日～330日失業給付を給付
・雇入時に資格取得がなされていなくとも遡って適用し、給付手続可能

○ 雇用保険の機能強化(1,700億円程度)

・非正規労働者の適用範囲拡大(雇用見込1年以上→6か月以上)
・雇止めの場合の受給資格要件の緩和(加入期間1年→6か月)
・給付日数について60日分延長

2 住宅・生活支援(入居先の確保・資金貸付)

・雇用促進住宅を最大限活用
・12月22日から、労働金庫より最大186万円(雇用保険受給者の場合最大60万円)の貸付受付開始(6か月後の時点で就職していた場合は、一部返還免除)
・12月9日以降雇止め・解雇を行った派遣労働者等に引き続き住宅を無償提供する事業主への助成(一人一か月4～6万円、6か月まで)

3 職業訓練

・職業訓練期間中の生活保障給付(最大10万円/月(2次補正で12万円))
(訓練を適切に修了し、就職した場合等に返還免除)

・離職者訓練の実施規模の拡充、安定雇用の実現に向けた長期間訓練(最大2年間)の実施

4 再就職支援対策

・年長フリーター等(25～39歳)を正規雇用した事業主への奨励金の支給(2次補正で増額(中小企業30→100万円、大企業20→50万円))
・母子家庭の母、高齢者、障害者等を雇い入れた中小企業への助成金の支給(2次補正で増額(60万円→90万円等))

III 雇用創出

○ 「ふるさと雇用再生特別交付金(仮称)」創設(2,500億円)

○ 緊急雇用創出事業(基金)の開始(1,500億円)

※ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、適正に生活保護を実施